

104 訪問リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の措置を講じていない場合 ・虐待防止対策検討委員会の開催及び周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待防止のための研修の定期的な実施 ・虐待防止措置実施のための担当者の配置	☐ 該当	会議記録・研修記録・指針等
業務継続計画未策定減算	業務継続計画に従い以下の措置を講じていない場合 ・業務継続計画について従業者等に対し周知するとともに定期的な訓練及び研修を実施 ・定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じて業務継続計画の変更	☐ 該当	BCP・研修訓練実施記録等
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐ 該当 （所定単位数の100分の90）	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ 該当 （所定単位数の100分の90）	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ 該当 （所定単位数の100分の85）	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月あたり延べ訪問回数30回以下	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
短期集中リハビリテーション実施加算	短時間の訪問リハビリテーション	☐	なし	
	起算日（退院（退所）日又は認定日）より3月以内に実施（概ね週2日以上1日当たり20分以上）	☐	該当	リハビリテーション計画書（参考様式）
リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※右のいずれにも該当する場合	1 リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。	☐	実施	リハビリテーション会議録
	2 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。	☐	実施	リハビリテーション計画書（参考様式）
	3 三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。	☐	約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プロセス管理票（参考様式）
	4 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。	☐	実施	
	5 次のいずれかに適合すること。 （一）事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 （二）事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。	☐	実施	リハビリテーション会議録、プロセス管理票（参考様式）
	上記を全て記録	☐	該当	各記録

点検項目	点検事項	点検結果		
リハビリテーションマネジメント加算（ロ） ※右のいずれにも該当する場合	1 リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。	☐	実施	リハビリテーション会議録
	2 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。	☐	実施	リハビリテーション計画書（参考様式）
	3 三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。	☐	約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プロセス管理票（参考様式）
	4 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。	☐	実施	
	5 次のいずれかに適合すること。 （一）事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 （二）事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。	☐	実施	リハビリテーション会議録、プロセス管理票（参考様式）
	上記を全て記録	☐	該当	各記録
	利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し（LIFEを用いる）、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	☐	あり	

点検項目	点検事項	点検結果		
事業所の医師が利用者又はその家族に計画を説明し、同意を得た場合	訪問リハビリテーション計画を事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。 (リハビリテーションマネジメント加算(イ)又は(ロ)に、1月につき270単位を加算)	☐	あり	事業所の医師が説明したこと及び利用者等の同意が確認できるもの(訪問リハビリテーション計画書等)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	医師が認知症であると判断した利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院(退所)日又は訪問開始日から起算して3月以内に集中的にリハビリテーションを行った。(週2日を限度で、過去3月の間に本加算を算定していない)	☐	該当	リハビリテーション提供記録等
移行支援加算	評価対象期間において終了者で指定通所介護等を実施した者の占める割合が100分の5を超えている	☐	該当	
	サービス提供終了日から14日以降44日以内に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	12月を利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること	☐	該当	
	リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供	☐	該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
口腔連携強化加算	歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	☐	該当	歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐	該当	
	当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない	☐	該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していない	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式 6 等により提供している	☐	該当	別紙様式 6 等
	利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行っている	☐	該当	
	サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施している	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合の減算	リハビリテーション計画の作成に係る事業所の医師の診療の実施	☐ なし	
退院時共同指導加算	事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導の内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させている	☐ 該当	退院時共同指導記録 訪問リハビリテーション計画
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる	☐ 該当	